

## 総長の報酬等について

標記の件について、学校法人専修大学役員の報酬等の支給基準に関する規程（以下「報酬規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

- 1 総長に対して、報酬規程第4条第1項の規定に基づく常勤役員の報酬等に準ずる報酬等（職務手当を除く。）を支給する。
- 2 総長の報酬は、増額しないものとする。
- 3 報酬規程第5条から第8条までの規定は、総長の報酬等の取扱いについて準用する。
- 4 総長に対して、報酬等に当たらない通勤交通費、旅費その他の職務上必要と認められる費用を支給することができる。
- 5 前各項に規定する取扱いは、令和3年12月15日開催の理事会・評議員会において承認された総長に限り適用する。
- 6 総長の報酬等に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。
- 7 この取扱いを変更する場合は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

以 上